

別表1（活性化支援事業）（第4条関係）

○ 補助事業等

補 助 事 業 の 内 容	補助率及び補助限度額
<p>(1) 魅力ある商店街づくり</p> <p>ア 調査・分析・計画策定事業 商圏・競合商業集積調査、顧客分析、活性化計画・基本構想策定等</p> <p>イ 商店街フォーラム開催事業 セミナー、研究会、講習会等の開催等</p> <p>ウ 個性ある商店街づくり支援事業 (ア) ポイントカードや共通商品券システムの開発 (イ) 商店街オリジナル商品、地域ブランドの開発 (ウ) 「福祉」「環境」をテーマとしたサービス等（宅配サービス、リサイクルシステム等）の実施等</p> <p>エ 商店街イベント活性化事業 (ア) 各地域の個性を活かして新たに創出する集客イベントの開催 (イ) 歴史に根ざした従来のイベントを再編・強化したイベントの開催 (ウ) 地元商店街と大規模小売店舗との共同イベントの開催等</p> <p>オ 商店街彩り事業 装飾、飾花、植栽、案内板作成等</p> <p>カ 情報発信事業 ホームページ開設、マップ・情報誌・ガイドブックの作成等</p> <p>(2) 史跡や観光地など周辺の地域資源を活用した商店街づくり</p> <p>ア 観光地と連携した商店街イベントの開催</p> <p>イ 観光情報を取り入れた商店街マップ、情報誌、ガイドブックの作成</p> <p>ウ 観光地と商店街とを結ぶレンタサイクル事業の実施等</p> <p>(3) その他知事が必要と認める事業</p>	<p>補助率：1/3以内 （ただし、商工会議所等が行う事業に対し市町村が補助する事業は、市町村補助金額の1/2以内）</p> <p>補助限度額：1,000千円</p> <p>※市町村が行う事業は（1）アの事業に限る</p>

○ 補助対象経費

経費の区分	内 容
謝 金	講師等謝金
旅 費	講師等旅費
庁 費	会議費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費
事業経費	店舗等賃借料、会場借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費、委託費、原稿料、報告書作成費、印刷製本費、集計・分析費、その他知事が必要と認める経費

※ 補助対象経費の詳細については、別に山梨県商店街活力再生支援事業実施要領で定める。

別表2（施設整備事業）（第4条関係）

○ 補助事業等

補 助 事 業 の 内 容	補助率及び補助限度額
<p>(1) 子育て支援促進や高齢者等向けバリアフリーに対応した施設・設備の整備 ア 育児・交流スペース、ポケットパーク、休憩ベンチ イ 公衆トイレ、段差解消歩道、アーケード ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(2) 観光情報の有効活用や省エネルギー、資源リサイクルに対応した施設・設備の整備 ア まちなか案内所・案内板、統一サイン、放送機器 イ 太陽光発電照明設備、資源リサイクル設備 ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 生活・交通の安全確保や美しい街並みづくりに対応した施設・設備の整備 ア 街路灯、駐車場、駐輪場、防犯カメラ イ 緑地、花壇、統一オブジェ、カラー舗装 ウ その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>補助率：1/3以内 （ただし、商工会議所等が行う事業に対し市町村が補助する事業は、市町村補助金額の1/2以内）</p> <p>補助限度額：5,000千円</p> <p>※市町村が行う事業は、商店街と連携（事業費の一部負担、施設整備後の活用や運営など）して実施されるものに限る</p> <p>※NPO法人が行う事業は、商店街と連携（事業費の一部負担、施設整備後の活用や運営など）して実施されるものに限る</p>

○ 補助対象経費

上記施設・設備の整備するために要する経費

（ただし、施設の敷地となる土地の取得、使用、造成及び補償に要する経費は除く。）

別表3（創業支援事業）（第4条関係）

補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額				
<p>市町村又は商工会議所等が商店街における空き店舗に出店する者への家賃補助等を行う事業</p> <p>※家賃補助等を行う場合、創業者に対するセミナー開催などの経営指導等を実施すること。</p>	<p>事業経費</p> <p>○経費の内容</p> <table border="1" data-bbox="619 622 1007 784"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 622 746 672"></th> <th data-bbox="746 622 1007 672">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 672 746 784">事業経費</td> <td data-bbox="746 672 1007 784">内装・設備工事費、店舗等賃借料、</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内装・設備工事費、店舗等賃借料については、一店舗一年以内に限る。</p>		内 容	事業経費	内装・設備工事費、店舗等賃借料、	<p>補助率：1／3以内 （ただし、商工会議所等が行う事業に対し市町村が補助する事業は、市町村補助金額の1／2以内）</p> <p>補助限度額：1,500千円</p>
	内 容					
事業経費	内装・設備工事費、店舗等賃借料、					

※ 補助対象経費の詳細については、別に山梨県商店街活力再生支援事業実施要領で定める。

別表 4 (空き地空き店舗利用促進事業) (第 4 条関係)

補助事業の内容	事業 実施 年次	補助対象経費	補助率及び補助限度額						
商工会議所等が商店街における空き地・空き店舗をイベント事業、情報提供事業、子育て支援サービス施設、高齢者等生活支援サービス施設等に活用する事業及びこれらの施設等を活用したイベントやPRを発展的に継続して行う事業	一 年 次	庁費、事業経費 ○経費の内容 <table border="1" data-bbox="691 622 1083 947"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁 費</td> <td>雑役務費</td> </tr> <tr> <td>事業経費</td> <td>内装・設備工事費、店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	庁 費	雑役務費	事業経費	内装・設備工事費、店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費	補助率：1 / 3 以内 (ただし、商工会議所等が行う事業に対し市町村が補助する事業は、市町村補助金額の 1 / 2 以内) 補助限度額：2,000千円
		内 容							
庁 費	雑役務費								
事業経費	内装・設備工事費、店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費								
二 ・ 三 年 次	事業経費 ○経費の内容 <table border="1" data-bbox="691 1171 1083 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業経費</td> <td>店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費</td> </tr> </tbody> </table> ※山梨県商店街空き店舗等活用支援事業費補助金の交付を受け実施した事業については、事業年度を通算して適用する。		内 容	事業経費	店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費	補助率：1 / 3 以内 (ただし、商工会議所等が行う事業に対し市町村が補助する事業は、市町村補助金額の 1 / 2 以内) 補助限度額：600千円			
	内 容								
事業経費	店舗等賃借料、広告宣伝費、機器借上・借損料、消耗品費								

※ 補助対象経費の詳細については、別に山梨県商店街活力再生支援事業実施要領で定める。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付を受けたいので、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の区分

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 添付書類

(1) 事業計画書（活性化支援事業）（別紙1）

(2) 事業計画書（施設整備事業）（別紙2）

(3) 事業計画書（創業支援事業・空き地空き店舗利用促進事業）（別紙3）

(担当者)
所属
氏名
連絡先

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記の補助金については、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、この限りではない。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が次に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

取得財産等の品目	財産処分制限期間

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあつた標記補助事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった標記の補助金については、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、この限りではない。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が次に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

取得財産等の品目	財産処分制限期間

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金中止（廃止）決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で中止（廃止）承認申請のあった標記の補助金については、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、中止（廃止）することに決定しました。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあつた標記補助事業について、次のとおり遅延等があったので、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあった標記補助事業を完了（廃止）しましたので、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（活性化支援事業）（別紙4）
- (2) 実績報告書（施設整備事業）（別紙5）
- (3) 実績報告書（創業支援事業・空き地空き店舗利用促進事業）（別紙6）

3 支払先

振込先金融機関名 _____ 支店名 _____

預金種別（当座・普通）

（フリガナ）（ _____ ）

口座名義 _____ 口座番号 _____

（担当者）

所属

氏名

連絡先

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金の
額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）した標記の補助金については、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり確定します。

補助金の額 金 円

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあった標記補助金について、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求書 金 円

2 内 訳 (単位：円)

補助金交付決定額①	既概算交付額②	差引額①-②=③	今回概算請求額④	残 額③-④=⑤

3 概算払請求の理由

4 支 払 先
振込先金融機関名 _____ 支店名 _____

預金種別（当座・普通）

（フリガナ）（ _____ ）
口座名義 _____ 口座番号 _____

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった標記補助金について、
山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり報告
します。

1 補助金額（知事が補助金の額を確定し通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注 1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（注 2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の税率相当額が消費税等仕入控除税
額による減額等の対象額ではないので留意すること。

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

様式第12号（第17条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県商店街活力再生支援事業費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

平成 年度に標記補助金により取得した財産等を次のとおり処分したいので、山梨県
商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱第17条2項の規定により、申請します。

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 処分価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 その他必要な書類

（担当者）
所 属
氏 名
連絡先

事業計画書（活性化支援事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 事業を行う目的及び効果

--

3 事業の内容

--

4 経費の明細

経費区分	総 事 業 費	補助対象経費	積 算 内 訳
謝 金	円	円	
旅 費	円	円	
庁 費	円	円	
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

別紙 2

事業計画書（施設整備事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 事業を行う目的及び効果

--

3 事業の内容

(1) 整備する施設の名称・仕様 (2) 整備場所

4 経費の明細

経費区分	総 事 業 費	補助対象経費	積 算 内 訳
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

5 維持管理計画

--

6 添付書類

整備施設の図面（施設の配置、構造が分かるもの）

別紙3

事業計画書（創業支援事業・空き地空き店舗利用促進事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 補助事業の区分

3 事業を行う目的及び効果

--

4 事業の内容

--

5 経費の明細

(1) 創業支援事業

経費区分	総 事 業 費	補助対象経費	積 算 内 訳
庁 費	円	円	
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

(2) 空き地空き店舗利用促進事業

経費区分	総 事 業 費	補助対象経費	積 算 内 訳
庁 費	円	円	
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

別紙 4

実績報告書（活性化支援事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 実施した事業の詳細

実 施 期 間	具 体 的 な 内 容

3 本事業により得られた成果の概要

<p>(1) 事業の効果や達成度について</p> <p>(2) 今後の課題・展望について</p>
--

4 経費の明細

経費区分	補助対象経費 (交付決定時)	補助対象経費 (事業終了時)	積 算 内 訳
謝 金	円	円	
旅 費	円	円	
庁 費	円	円	
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

5 添付書類

事業実施が確認できる資料（写真・成果物など）

実績報告書（施設整備事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 実施した事業の詳細

<p>(1) 整備した施設の名称・仕様</p> <p>(2) 設置場所</p>

3 本事業により得られた成果の概要

<p>(1) 事業の効果や達成度について</p> <p>(2) 今後の課題・展望について</p>
--

4 経費の明細

経費区分	補助対象経費 (交付決定時)	補助対象経費 (事業終了時)	積 算 内 訳
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

5 添付書類

市町村の検査調書の写し、写真（着工前、着工後）、契約書の写し

別紙6

実績報告書（創業支援事業・空き地空き店舗利用促進事業）

1 事業実施主体の概要

名 称					
代 表 者 名					
所 在 地					
構 成 員 数	人（うち中小小売商業者 人）				
事業の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
総 事 業 費	補助対象経費	県 補 助 金	市町村補助金 (県補助金を除く)	自 己 財 源	そ の 他
円	円	円	円	円	円

※ 自己財源の欄について、事業実施主体が市町村の場合は、市町村の経費を記入することとし、市町村補助金の欄については記入しないこと。事業実施主体が商工会議所等の場合は、商工会議所等の経費を記入すること。

2 補助事業の区分

3 実施した事業の詳細

実 施 期 間	具 体 的 な 内 容

※ 創業支援事業にあつては、創業を支援した店舗ごとに、その名称、業務内容、支援した内容（経費を含む）について記載すること。

4 本事業により得られた成果の概要

(1) 事業の効果や達成度等について
(2) 今後の課題・展望について

5 経費の明細

(1) 創業支援事業

経費区分	補助対象経費 (交付決定時)	補助対象経費 (事業終了時)	積 算 内 訳
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

(2) 空き地空き店舗利用促進事業

経費区分	補助対象経費 (交付決定時)	補助対象経費 (事業終了時)	積 算 内 訳
庁 費	円	円	
事業経費	円	円	
合 計	円	円	

6 添付書類 事業実施が確認できる資料（写真・成果物など）